

令和元年第13回（7月）  
上越市選挙管理委員会定例会

- 1 日 時 令和元年7月3日（水）午前10時
- 2 場 所 上越市役所 木田第1庁舎 4階 401会議室
- 3 付議事項
  - 議案第67号 第25回参議院議員通常選挙における選挙人名簿の抹消について
  - 議案第68号 第25回参議院議員通常選挙における選挙人名簿の登録について
  - 議案第69号 第25回参議院議員通常選挙に伴う各種請求を行うに必要な連署者数について
- 4 協議事項
  - 協議1 第25回参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について
  - 協議2 第25回参議院議員通常選挙における投票所の投票立会人の選任について
  - 協議3 第25回参議院議員通常選挙における臨時啓発の実施について
  - 協議4 第25回参議院議員通常選挙における違反ポスターの疑いのあるポスターの対応について
- 5 報告事項
  - 報告1 第25回参議院議員通常選挙におけるポスター掲示場の設置完了について
  - 報告2 第25回参議院議員通常選挙における投票所入場券の郵送について
  - 報告3 第25回参議院議員通常選挙における外部立会人の候補者の選定について
  - 報告4 第25回参議院議員通常選挙に伴う市区町村選挙管理委員会委員長書記長会議の結果について
  - 報告5 第25回参議院議員通常選挙における選挙管理委員会事務局書記の併任等について
  - 報告6 令和元年度第1回書記会議の結果について
  - 報告7 令和元年第2回（6月）上越市議会定例会の結果について
  - 報告8 専決処分した内容について
- 6 その他

(1) 次回以降の選挙管理委員会の開催等について

平成 30 年度明るい選挙啓発標語コンクール 選管委員長賞

「むだにしない 未来を決める その一票」 明治小学校 6 年 塚田 絢翔 さん

議案第 67 号 第 25 回参議院議員通常選挙における選挙人名簿の抹消について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の規定により、次のとおり同条第 1 号の死亡者並びに同条第 2 号の転出者を選挙人名簿から抹消する。

令和元年 7 月 3 日現在（単位：人）

区 分		男	女	計
令和元年 6 月 1 日 から 令和元年 7 月 2 日 の間の	死亡者数 A	92	103	195
	転出者数 B	112	124	236
	職権消除者数 C	1	1	2
抹消者数 (A+B+C) D		205	228	433

議案第 68 号 第 25 回参議院議員通常選挙における選挙人名簿の登録について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 2 項の規定により、次のとおり令和元年 7 月 21 日執行予定の第 25 回参議院議員通常選挙における選挙人名簿の登録を行う。

令和元年 7 月 3 日現在（単位：人）

区 分	男	女	計
前回定時登録日（令和元年 6 月 1 日）現在の名簿登録者数 A	79,023	83,626	162,649
A 欄定時登録にかかる補正登録者数 B	0	0	0
前回定時登録から今回までの間の選挙時登録者数 C	0	0	0
C 欄選挙時登録にかかる補正登録者数 D	0	0	0
前回登録日から今回までの間の抹消者数 E	205	228	433
今回選挙時登録における新規登録者数 F	624	457	1,081
差引登録者数 (A+B+C+D-E+F) G	79,442	83,855	163,297

議案第 69 号 第 25 回参議院議員通常選挙に伴う各種請求を行うに必要な連署者数について

令和元年 7 月 21 日執行予定の第 25 回参議院議員通常選挙に伴う令和元年 7 月 3 日現在の選挙人名簿登録者数が確定したことにより、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）等に規定する各種請求を行うに必要な連署者数を次のとおりとする。

1	選挙人名簿登録者数	163,297 人
2	選挙権を有する者の総数 50 分の 1 の数	3,266 人
3	選挙権を有する者の総数 6 分の 1 の数	27,217 人
4	選挙権を有する者の総数 3 分の 1 の数	54,433 人

(7 月 3 日告示予定)

<参考>

請 求 別	根 拠 条 文	連署者数
条例の制定又は改廃請求	地方自治法第 74 条第 1 項	50 分の 1
監査請求	地方自治法第 75 条第 1 項	〃
合併協議会設置の請求	市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項	〃
合併協議会設置否決市町村に対する合併協議会設置についての投票請求	市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項	6 分の 1
議会の解散請求	地方自治法第 76 条第 1 項	3 分の 1
議員の解職請求	地方自治法第 80 条第 1 項	〃
首長の解職請求	地方自治法第 81 条第 1 項	〃
副市長等の解職請求（副市長、選管委員、監査委員）	地方自治法第 86 条第 1 項	〃
教育長又は教育委員の解職請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項	〃

協議 1 第 25 回参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について

令和元年 7 月 21 日執行予定の第 25 回参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票立会人を、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 第 2 項の規定により読み替えて適用される同法第 38 条第 1 項の規定により、別紙 1 のとおり選任してよいか協議する。

(7 月 4 日選任・通知予定)

協議 2 第 25 回参議院議員通常選挙における投票所の投票立会人の選任について

令和元年 7 月 21 日執行予定の第 25 回参議院議員通常選挙における投票所の投票立会人を、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 38 条第 1 項の規定により、別紙 2 のとおり選任してよいか協議する。

(7 月 4 日選任・通知予定)

協議 3 第 25 回参議院議員通常選挙における臨時啓発の実施について

令和元年 7 月 21 日執行予定の第 25 回参議院議員通常選挙における街頭啓発、その他の啓発活動を、上越市明るい選挙推進協議会と合同で別紙 3 のとおり計画してよいか協議する。

#### 協議 4 第 25 回参議院議員通常選挙における違反ポスターの疑いのあるポスターの対応について

令和元年 7 月 21 日執行予定の第 25 回参議院議員通常選挙における違反ポスターの疑いのあるポスターについて、次のとおり対応してよいか協議する。

##### 1 選挙事務所への注意喚起

- ・警察からの情報は、直ちに選挙事務所等へ当該箇所を F A X 等で連絡する。
- ・市民等からの情報については、可能な限り迅速に調査し、電話で注意喚起する。
- ・広報車による周知活動中に新たに発見したのは、随時注意喚起する。

##### 2 撤去命令の通知等

違反ポスターの疑いのあるもので改善されないポスターなどについて、撤去命令を発出するとともに、県選挙管理委員会への報告及び地元警察署への通報を行う。

##### 3 参考 (H28 参院選通報件数)

0 件

## 報告 1 第 25 回参議院議員通常選挙におけるポスター掲示場の設置完了について

令和元年 7 月 21 日執行予定の第 25 回参議院議員通常選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の 2 第 1 項の規定によるポスター掲示場について、次のとおり全箇所（1,041 箇所）設置したことを報告する。

### 1 設置完了日

令和元年 7 月 2 日（火） （3 日告示予定）

## 報告 2 第 25 回参議院議員通常選挙における投票所入場券の郵送について

令和元年 7 月 21 日執行予定の第 25 回参議院議員通常選挙における投票所入場券の郵送について、6 月 29 日（土）に郵便局に引渡し、7 月 1 日（月）から各世帯に郵送していることを報告する。

## 報告 3 第 25 回参議院議員通常選挙における外部立会人の候補者の選定等について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 49 条第 9 項の規定に基づき、指定病院等の施設における不在者投票をより公正に行うため、施設等からの求めに応じて選挙管理委員会が任命する外部立会人について、次のとおり事務を進めていることを報告する。

### 1 候補者選定

選挙啓発活動に取り組む「上越市明るい選挙推進協議会」の会員（選挙管理委員を除く）から適任者を選定し、候補者名簿を作成

※会員に名簿登録の意向確認を行い協力可能な人の中から選定

### 2 外部立会人の任命・派遣

施設等からの求めがあった場合に名簿登録者の中から外部立会人を任命し、立会いを依頼

※いずれの候補者も都合がつかない場合は、選挙管理委員会書記を派遣



報告 4 第 25 回参議院議員通常選挙に伴う市区町村選挙管理委員会委員長書記長会議の結果について

標記会議が次のとおり開催されたので、その結果を報告する。

- 1 日 時 令和元年 6 月 14 日（金）午後 1 時 30 分から
- 2 会 場 新潟県庁 西回廊講堂
- 3 出席者 佐藤次長
- 4 内 容 (1) 第 25 回参議院議員通常選挙の管理執行について  
(2) その他

報告 5 第 25 回参議院議員通常選挙における選挙管理委員会事務局書記の併任等について

第 25 回参議院議員通常選挙の執行に備え、次のとおり選挙管理委員会書記を併任したことを報告する。

- 1 併 任 者 別紙 4 のとおり
- 2 併任期間 令和元年 6 月 17 日（月）から 7 月 26 日（金）まで 41 人
- 3 業務内容 選挙管理委員会事務局及び各区総合事務所における選挙関係事務

## 報告 6 令和元年度第 1 回書記会議の結果について

標記会議を次のとおり開催したので、その結果を報告する。

- 1 日 時 令和元年 6 月 20 日（金）午後 2 時から
- 2 会 場 木田第 1 庁舎 402.3 会議室
- 3 出席者 13 区次長、併任書記及び事務局職員
- 4 内 容 ・ 7 月 21 日執行予定の第 25 回参議院議員通常選挙について  
・ 常時啓発について など

## 報告 7 令和元年第 2 回（6 月）上越市議会定例会の結果について

標記定例会の結果について、次のとおり報告する。

- 1 関係案件  
議案第 83 号 上越市特別職で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 2 選挙管理委員会に係る総括質疑・一般質問  
なし
- 3 総務常任委員会における質疑等  
なし
- 4 選挙管理委員会に係る議案の審議結果  
原案のとおり可決

## 報告 8 専決処分した内容について

上越市選挙管理委員会専決規程（平成 24 年上越市選挙管理委員会規程第 2 号）第 2 条第 6 号の規定により専決処分した内容について、上越市選挙管理委員会規程（昭和 46 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり報告する。

### 1 告 示

告示番号	告示日	件 名
43	令和元年6月21日	第25回参議院議員通常選挙に伴う選挙人名簿の登録の移替えを選挙期日後に延期する期間について
44	令和元年6月28日	令和元年第13回（7月）上越市選挙管理委員会定例会の開催について
45	令和元年6月28日	令和元年第14回（7月）上越市選挙管理委員会臨時会の開催について